主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は違憲をいうが、その実質は借家法一条の二の解釈適用に関する原判示を争うに帰し、民訴四〇九条ノ二第一項に定むる適法な再上告理由に該当しない。それ 故、論旨は採ろことをえない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

划長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎